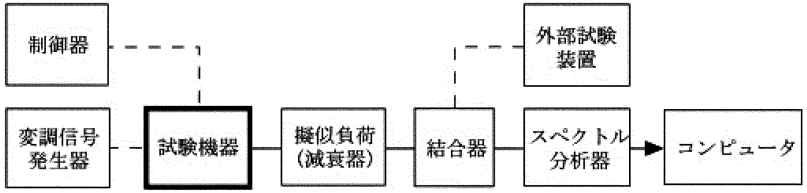
五　占有周波数帯幅

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　スペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	中心周波数	搬送波周波数
イ	掃引周波数幅	許容値の約２～3.5倍
ウ	分解能帯域幅	許容値の約１％以下
エ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
オ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
カ	入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音より40dB以上高いこと
キ	データ点数	400点以上
ク	掃引時間	測定精度が保証される最小時間
ケ	掃引モード	連続掃引
コ	検波モード	ポジティブピーク
サ	表示モード	マックスホールド

⑵　スペクトル分析器の測定値は、コンピュータで処理する。

3　試験機器の状態

⑴　外部試験装置より試験信号を加える。

⑵　試験周波数に設定し、連続送信状態とする。

⑶　キー操作、制御器又は外部試験装置により、最大の占有周波数帯幅となる状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

⑵　全データについて、dBm値を電力次元の真数に変換する。

⑶　全データの電力総和を求め､｢全電力｣値として記憶させる。

⑷　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。

⑸　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

5　試験結果の記載方法

占有周波数帯幅は「上限周波数」及び「下限周波数」の差として求め、MHz単位で記載する。